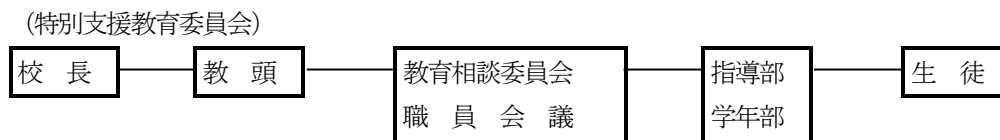


いじめ・不登校に対する指導（方針、指導組織、留意事項、学校いじめ防止基本方針）

ア 方針

- (ア) いじめ・不登校についての予防、早期発見、早期対応をする。
- (イ) 生徒が、相談しやすい体制を作る。
- (ウ) 生徒の人権を尊重し、個性に応じた対応をする。

イ 指導組織



ウ 留意事項

- (ア) 教育相談委員会兼特別支援教育委員会は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・保健主事・養護教諭・教育相談担当・担任（必要時）で組織し、定期的に行う。

教育相談委員会兼特別支援教育委員会の計画

第1回 5月、第2回 6月、第3回 10月、第4回 11月、第5回 2月

- (イ) 生徒への対応において、必要時は、臨時に教育相談委員会を行う。

エ 愛知県立武豊高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 本校の基本認識

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

(2) いじめの定義

本校では、いじめとは、生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。）のために定められたものであることに留意し、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることがなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(3) いじめの解消

本校では、いじめの解消とは、いじめられた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、いじめの解消を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、**教育相談委員会兼特別支援教育委員会を設置し、年5回、定期的（定期考査毎）に委員会を実施する。**

(1) 教育相談委員会兼特別支援教育委員会について

ア 委員会のメンバー

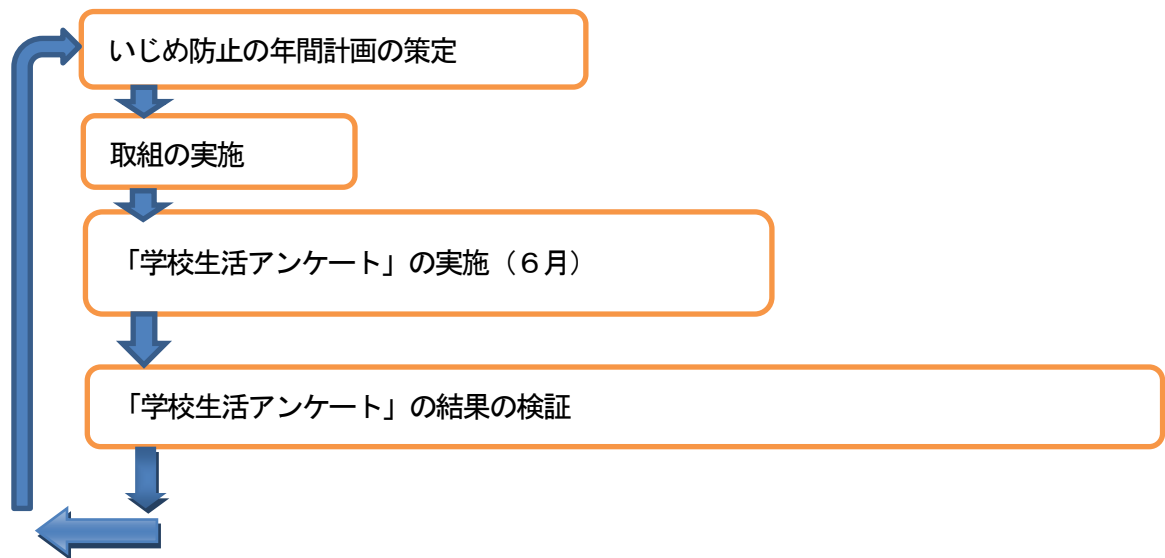
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育相談担当
特別支援コーディネータ、養護教諭
(必要に応じて、スクールカウンセラー等の外部の専門家を加える。)

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

(2) 教育相談委員会兼特別支援教育委員会の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



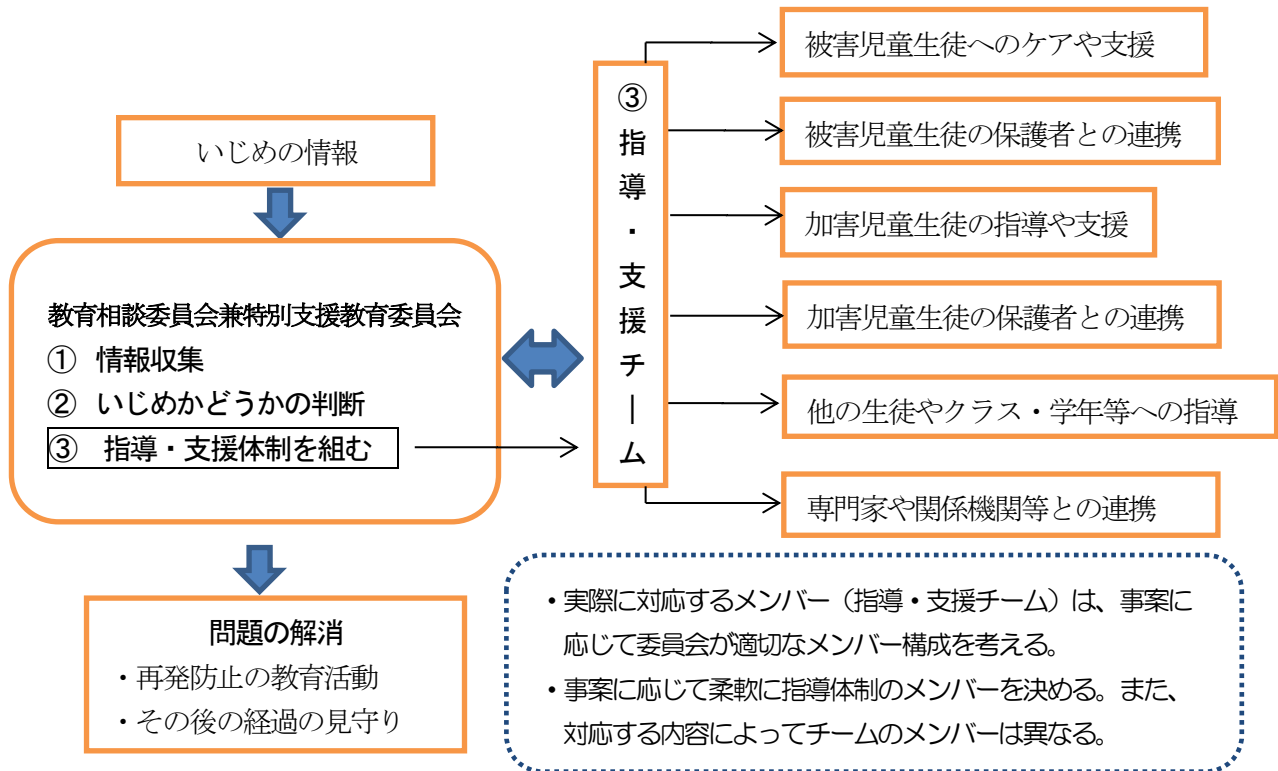
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「生徒支援委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年1回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」を、学校経営案及び学校のホームページ等で報告する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいて対応する。学校が調査を実施する場合は、教育相談委員会兼特別支援教育委員会が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

3 いじめ防止等に関する具体的な取り組みについて

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- エ 集会(人権講話を含む)等の場で、いじめに対する講話を積極的に行い、啓発に努める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「教育相談委員会兼特別支援教育委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 「学校生活アンケート調査」(年1回)を実施し、いじめに対する回答があった場合、速やかに個別面談を実施し対応する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら教育相談委員会兼特別支援教育委員会で組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署やスクールロイヤー等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。
- キ いじめの事実確認ができ次第、保護者への連絡・面談等を行い、学校としてどのような姿勢で臨むかを説明する。